

靴型装具の写真添付について

日本製鉄健康保険組合
給付グループ

近年、治療用装具の不正事例が発覚しており、特に靴型装具については業者が市販靴を加工し、治療用装具の値段（約3～4倍）で納品する悪質な事例が報告されています。

平成30年4月から、国民健康保険、広域連合は、購入した靴型装具について写真添付が義務づけられており、当健康保険組合においても不正・不適正な事例が発覚したことから、支給の適正化に努めるべく、**靴型装具の療養費申請については、現物の写真添付をお願いすることになります。**

また、靴型装具に限らず、他の治療用装具においても疑義が生じた場合は、写真添付をお願いすることがございますので、何卒ご理解・ご協力くださいますようお願い致します。

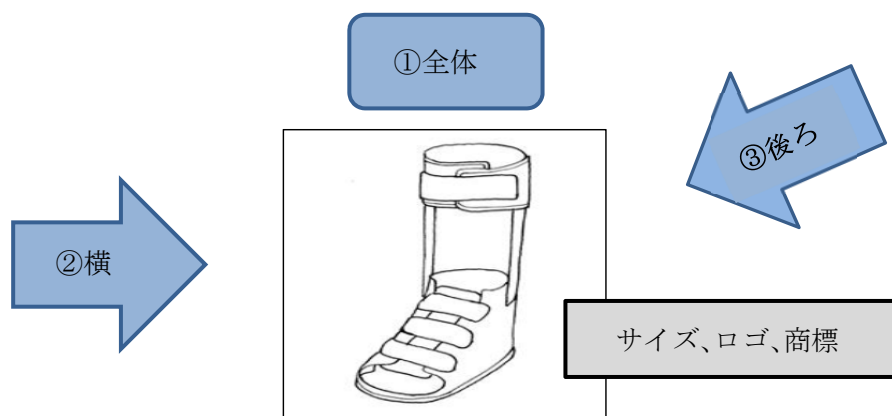
<写真の注意点>

- (1) 異なる方向（全体・横・後ろ等）から撮影した3枚以上の写真を添付してください。
- (2) 全体が分かる写真は、装着中の写真が望ましいです。
- (3) サイズ、ロゴ、商標等の記載がある場合はその部分がよく見えるよう撮影してください。
- (4) 附属部品等も含めて購入したすべての装具を撮影してください。
- (5) 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影してください。

写真で十分に確認が出来ない場合、現物を確認させていただく場合があります。



撮影イメージ



<治療用装具の療養費申請書類>

- (1) 療養費支給申請書
- (2) 領収書
- (3) 医師による装着指示書
- (4) 作成装具の内容明細
- (5) 写真（画像プリント可）

←靴型装具のみ追加

<開始時期> 令和元年11月8日以降の本人申請から

以上